平成２３年（フ）第６１３号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地129　１号棟、住民票上の住所茨城県小美玉市羽鳥2719番地183
債務者　尾坪　竜次
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
埼玉県東松山市砂田町10番地３　101
債務者　片山　直紀
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４８４号
埼玉県東松山市砂田町10番地３　101
債務者　片山　和美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６０号
千葉県君津市人見1593―14　ツカサ建設株式会社内、住民票上の住所北海道北見市西三輪２丁目618番地40
債務者　古田　美忠
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１６２号
千葉県君津市大和田１丁目１番地19　第13正和荘３
債務者　高橋サツヱ
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８１号
千葉県木更津市永井作１丁目２番17号　コーポエリザベスH
債務者　白石　康男（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３９号
富山県下新川郡朝日町大家庄2999番地21
債務者　島田　邦斗
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２４２号
長野県中野市大字安源寺670番地10
債務者　梅松久美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
岐阜県可児市中恵土1983番地１
債務者　大城正幸こと　ＯＳＨＩＯ　ＭＡＳＳ　ＡＩＵＱＵＩ
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２１７号
滋賀県野洲市市三宅455番地１
債務者　山本　真理
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２３号
大津市晴嵐１丁目11番１号　エルシリト305号、前住所京都市伏見区向島丸町４番地の７向島市営住宅８―３棟705号
債務者　佐々木友樹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
大津市長等２丁目６番16号
債務者　さんさんこと　加納　好美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９１号
大津市大萱６丁目８番８号　サンハイツ202号、前住所大津市大萱７丁目22番５号　レインボーハイツ202号
債務者　寺岡ヱミ子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９９号
滋賀県栗東市下戸山1540番地１　112号
債務者　松尾隆一朗
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０９号
滋賀県守山市古高町64番地　グローバル守山102号
債務者　小島ちづ子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１２号
滋賀県草津市野路町1246番地11
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
滋賀県草津市野路２丁目９―７、住民票上の住所大津市野郷原２丁目６番８号
債務者　吉井　純子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部